	SL－P117A（コンサルタントへの支払に関する部分）	SL－P118A（コンサルタントへの支払に関する部分）	SL－P119A（コンサルタントへの支払に関する部分）	SL－P104	SL－P104A（コンサルタントへの支払に関する部分）
二千十七年四月十二日に日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与に関するスリランカ民主社会主義共和国政府とのJICAとの間の借款契約による債務	三〇三、三五七、九五八円	一八四、七六四、八七九円	二、九〇五、八一三、二七一円	一三、一一六、一一三、〇九五円	一、四七六、六六五、八五一円
二千十八年三月十四日に日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与に関するスリランカ民主社会主義共和国政府とのJICAとの間の借款契約による債務	一四、七六一円	九、一二八円	二九〇、五七九円	四五三、九九四、八六二円	三四、六四九、一八二円
二千十九年三月十一日に日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与に関するスリランカ民主社会主義共和国政府とのJICAとの間の借款契約による債務	一三、八二一円	八、四一九円	三五、〇七九円	一〇、一九六、三〇二円	二三八、〇七五円
二千十二年三月二十八日に日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与に関するAASとJICAとの間の借款契約による債務	三〇三、三八六、五四〇円	一八四、七八二、四二六円	二、九〇六、一三八、九二九円	一三、五八〇、三〇四、二五九円	一、五一一、五五三、一〇八円

附属書Ⅰ

二千二十八年一月五日	一・五パーセント	二千三十九年一月五日	五・八七五パーセント		
二千二十八年七月五日	一・五パーセント	二千三十九年七月五日	五・八七五パーセント		
二千二十九年一月五日	一・五パーセント	二千四十年一月五日	五・八七五パーセント		
二千二十九年七月五日	一・五パーセント	二千四十年七月五日	五・八七五パーセント		
二千三十年一月五日	一・五パーセント	二千四十一年一月五日	五・八七五パーセント		
二千三十年七月五日	一・五パーセント	二千四十一年七月五日	五・八七五パーセント		
二千三十一年一月五日	一・五パーセント	二千四十二年一月五日	五・八七五パーセント		
二千三十一年七月五日	一・五パーセント	二千四十二年七月五日	五・八七五パーセント		
二千三十二年一月五日	一・五パーセント	附属書Ⅱ			
二千三十二年七月五日	一・五パーセント	二千二十五年七月五日	五・八七五パーセント		
二千三十三年一月五日	一・五パーセント	二千二十六年一月五日	五・八七五パーセント		
二千三十三年七月五日	一・五パーセント	二千二十六年七月五日	五・八七五パーセント		
二千三十四年一月五日	一・五パーセント	二千二十七年一月五日	五・八七五パーセント		
二千三十四年七月五日	一・五パーセント	二千二十七年七月五日	五・八七五パーセント		
二千三十五年一月五日	四パーセント	二千二十八年一月五日	五・八七五パーセント		
二千三十五年七月五日	四パーセント	二千二十八年七月五日	五・八七五パーセント		
二千三十六年一月五日	四パーセント	二千二十九年一月五日	五・八七五パーセント		
二千三十六年七月五日	四パーセント	二千二十九年七月五日	五・八七五パーセント		
二千三十七年一月五日	四パーセント	二千三十年一月五日	五・八七五パーセント		
二千三十七年七月五日	四パーセント	二千三十年七月五日	五・八七五パーセント		
二千三十八年一月五日	四パーセント	二千三十一年一月五日	五・八七五パーセント		
二千三十八年七月五日	四パーセント	二千三十二年一月五日	五・八七五パーセント		